

平成30年度 国立大学法人横浜国立大学 年度計画

(注) □内は中期計画、「・」は年度計画を示す。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

①-1 グローバル化やイノベーションの創出といった社会的要請を踏まえ、主体的に学修し、総合的な学問的認識に基づく広い専門性を備えた実践的人材を育成するため、課題解決型手法による理論と実践を往還する学修を促す授業を各教育プログラムに配置する。

- ・①-1-1 全学教育システム改革による教育プログラムの提供に基づき、ルーブリック等の検証を踏まえた授業改善を推進する。
- ・①-1-2 卒業生満足度調査にアクティブラーニングの実施状況を確認する項目を設け、満足度との関係性を分析する。

①-2 国際レベルでのコミュニケーションや交渉の能力を強化するため、英語による授業の拡充、留学や海外インターンシップに対する単位化を行うほか、一年次末に行っている英語基礎能力判定や、留学等を希望する学生を対象とした高度な外国語授業を高年次にも展開する。

- ・①-2-1 新カリキュラムによる2年次対象の英語演習科目を開講する。
- ・①-2-2 海外集中キャンプのプログラムを新設するとともに、留学先大学を増やす等の取組により、学部学生の12%以上に海外経験をさせ、学生満足度は80%以上の参加者が10段階評価で7以上という状態を目指す。

①-3 海外の優秀な学生を集めて、グローバル社会で活躍する実践的人材の輩出を目指し、国際レベルの実践的で高度な学部教育を行う横浜グローバル教育プログラム(Yokohama Global Education Program: YGEP)を設置する。同プログラムは、留学生を対象としたもので、英語による授業のみで卒業することができるプログラムと、入学後に日本語及び日本文化などを重点的に学んだ後に専門科目を日本語で学ぶプログラムにより構成される。これらのプログラムでは、一部の科目において、日本人も履修できるようにすることで、留学生と日本人の協働学修の機会を創出するなどにより、グローバル人材育成に寄与させる。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・①-3-1 YGEPについては、留学生受入れ拡大を目指し、前年度の募集広報、入試方法に改善にかかる成果を検証し、更なる見直しを行う。英語による授業科目の履修については、日留協働学修の機会として学生への認知を広げる。

①-4 学部におけるグローバル教育を強化するため、日本人学生を対象に、A) 全学部横断的に配置するグローバル教育科目群と、B) グローバル教育のための副専攻プログラム群とによる、分野横断型グローバル教育体制を構築する。A) については、各国地域の歴史、文化、社会、技術、政策などを学ぶ機会を多く用意し、B) については、既設のYCCS(YOKOHAMA Creative-City Studies)で開講されている英語による全学教育科目(グローバル教育科目)を活用したグローバルPLUS ONE副専攻プ

プログラムに加えて、新興国等でのフィールド活動を中心とした副専攻プログラム群を新設する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・①-4-1 グローバルスタディーズ副専攻を開始するとともに、引き続き、世界事情科目を担当する教員間で、優れた取組について共有し、各科目の全体的な質向上に取り組む。学生にはグローバル教育科目群の履修奨励を推進し、学生への学修行動調査により満足度を分析するとともに、副専攻プログラムに学修行動調査との分析結果が反映されているかの確認を行う。

②-1

○博士課程前期

行政や産業界等の社会的なニーズを踏まえ、グローバル化やイノベーションの創出に主導的に関わることのできる人材を育成するため、英語による専門教育を充実し、インターンシップ、スタジオ教育、国際ワークショップ等を推進することにより、専門性と総合性、実践性とを結合した、能動的学修プログラムを展開する。

○博士課程後期

グローバル化、イノベーション、グローバルとローカルとの接点に生起する課題の解決を先導する人材を育成するため、日本人学生のみならず、留学生も含め、長期の国内・海外インターンシップ等を通して、発想力・実践力に裏付けられた課題解決力を高めるとともに、海外拠点大学を中心に、教育・研究における海外大学との連携を推進し、国際学会での発表経験を増やすことによって、国際水準の研究成果を生み出せる人材を育成する。

○専門職学位課程（法科大学院）

グローバルとローカルの接点にある横浜という地域的特性と、経済・経営・法律の社会科学3分野の緊密な連携のもと、経済学部・経営学部での手厚い法学教育を始め、全学的な協働体制を取る本学の特性を活用した法学教育を実施することで法学未修者教育の基盤を強化し、学際的な法曹人材を養成する。

- ・②-1-1 大学院の3ポリシー（ディプロマ、カリキュラム、アドミッション）を公表し、大学院教育を充実させることで高度専門職業人を育成するための機能強化を行う。
- ・②-1-2 海外協働教育研究拠点を活用した実践的学修を実施し、単位化できるよう、海外協働教育研究拠点と教育カリキュラムの調整等を行う。国際共同教育プログラムについてはウェブサイト上の広報強化に取り組みつ、さらに、オウル大学（フィンランド）と検討を開始したダブルディグリープログラムの覚書締結を行う。
- ・②-1-3 全学的な協働体制を活用して、グローバルとローカルの接点にある横浜という地域的特性に応じた法曹人材の養成を行う。
- ・②-1-4 理工学府では、グローバルに活躍できる理工系人材を育成するため、講義の英語化の達成目標に対して90%の実現を目指す。

②-2 イノベーションの多様化・高度化等、変化する社会のニーズに応えるため、大学院生対象の副専攻プログラムについて、現行のプログラムの見直しと新たなプログラムの創設により、分野横断型の副専攻プログラムとして体系化することや、先端科学高等研究院の研究成果や招聘する研究者等を大学院教育に活用することにより、イノベーションの創出に主導的に関わることのできる人材を育成する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・②-2-1 新しく公表する大学院の3ポリシーに基づき副専攻プログラムを充実させ

るなど、「大学院教育強化推進センター」を活用して大学院教育の強化を進める。

- ・②-2-2 先端科学高等研究院に設置されたユニットごとに世界第一線で活躍する研究者とともにシンポジウム等を開催し、大学院生の参加を促すことにより社会実装やイノベーションのシーズとなる最先端の研究成果やその過程を伝え、人材育成に繋げる。

②-3 高度専門職業人の育成において世界を先導する役割を果たすため、海外大学に在籍し、博士学位未取得のため学位取得を希望する教員を本学博士課程後期に受け入れる大学院プログラムを制度化し、その受入人数を50%増加させる。

- ・②-3-1 「アカデミックキャリア支援グローバル大学院プログラム」について、平成29年度に行った制度改正の成果を踏まえさらなる検証・見直しを行い、受入れ人数を前年度より増加させる。また平成29年度に広報活動を行った国や地域をはじめ、多様な国からの受入れを行う。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

③-1 集中的な学修を可能にするために2学期6ターム制を導入する。同時に、学生のグローバル化に対する意識を高め、2学期6ターム制の利点を活かして短期の海外留学や外部機関を通じた海外インターンシップ等を経験できる環境を整備する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・③-1-1 2学期6ターム制及び祝休日開講を引き続き実施し、海外留学、インターンシップ等が可能となるような柔軟なカリキュラムを提供する。
- ・③-1-2 学生の海外での集中的な学修や短期の海外留学等を促進するため、留学先大学を増やす等の取組を引き続き行うとともに、短期語学研修や海外インターンシップの新たなプログラム開発を通じ、これらのプログラムへの参加者をはじめとする海外体験学生数を増加させ、学部学生の12%が海外渡航を経験するよう取組む。

③-2 カリキュラム・ポリシーを見直し、ルーブリックの導入を軸として、カリキュラム及び教育内容を可視化し、カリキュラム点検責任者を配置してそれらの適切性を評価するとともに、シラバス改善への反映を毎年行うなど PDCA (plan-do-check-action) サイクルの機能を強化する。

また、科目ナンバリングやポートフォリオなど、学生自身が自らの目標に沿って学修計画を立て、学修状況を振り返ることができる体制を整えることによって、学修意欲を増大させるとともに、自らの能力をさらに高めて行くことができるようにする。

上記の活動を教職員で共有するために FD (Faculty Development) /SD (Staff Development) 活動を強化し、教授会でのデモンストレーション等、教員個々に直接伝わる形で実施する。

- ・③-2-1 YNU 学生 IR (学生 IR・教学 IR) 体制及び学生ポートフォリオによる学修成果の可視化を踏まえて、教育改善活動 (FD) を推進する。
- ・③-2-2 前年度の成績評価と平成30年度開講科目のシラバス内容 (特にルーブリック部分) に関する分析を行い、カリキュラム点検責任者 (各部局教務委員長等) による確認及び必要な改善方策の提示を依頼する。
- ・③-2-3 完全ウェブ化された授業満足度アンケートの実施率、満足度、自己点検表提出率の数値目標達成に向けた対策を講じる。
- ・③-2-4 大学教育再生加速プログラムの各種指標の達成状況に応じて適宜対策を立

案・実行する。

- ・③-2-5 SD 活動として、教育改革等に関する学務系職員研修を実施する。

③-3 国際的に質の保証された教育を展開するため、理工系学部教育では、国際的相互認証の枠組みに加盟している一般社団法人日本技術者教育認定機構（Japan Accreditation Board for Engineering Education：JABEE）等の認定団体からの認証の取得を、現在の1分野から3分野へ拡大する。

- ・③-3-1 JABEE 等の認証取得を検討するとともに、認証された教育プログラムにおいては継続のための自己点検を実施する。

③-4 地域社会において、生涯を通じた高度な知識の修得の場としての中核的役割を果たすため、国際社会科学府のビジネススクール、工学府・環境情報学府・都市イノベーション学府における実績のある社会人教育を継承しつつ、経営学部での新たな社会人教育プログラムの開発、及び教職大学院での現職教員向け教育プログラム開発を行う。

- ・③-4-1 学部・大学院において社会人教育を充実させ、生涯を通じた高度な知識の修得の場としての中核的役割を果たす。

①社会人学生（1年次生、2年次生）に対するヒアリングを実施し、社会人学生のニーズを把握した上で、教員間での情報を共有するとともに、学部教育科目、特にゼミナールの内容に反映させる。また、次年度以降に社会人学生に履修可能にするビジネススクールの科目を決定する。【経営学部】

②社会人学生（現職教員学生）を確保するために、教育委員会と進学しやすい体制作りについて引き続き協議を続ける。また、在学生及び修了生を対象に調査を継続し、カリキュラムの検討・改善に活かす。【教育学研究科】

③ビジネススクールの満足度向上のために、修了生にアンケートを実施し、その結果を反映させた授業改善を行う。【国際社会科学府】

④社会人学生入学者について、工学府時からの入学者数の推移と履修状況を調査し、理工学府設置計画の円滑な履行に努める。【理工学府】

⑤改組計画に従って広報を行い、博士課程後期へ社会人学生を入学定員の3割以上受入れることを目指す。また、社会人学生に意見聴取し、社会人が進学する上での困難を明らかにして、社会人学生の増加に向けた対応のために活用する。【環境情報学府】

⑥大学院レベルの研修や市民公開講座等を行うことにより、成果を社会人教育へと継承しつつ、これらを実施する際、積極的に広報活動を行い、社会人学生の確保に努める。【都市イノベーション学府】

④-1 平成29年度に教育人間科学部人間文化課程の学生募集を停止し、教員を養成する課程である学校教育課程のみの教育学部に組織改編する。具体的には、教員養成を、学校内での授業研究を実践的な視点から組織できる教員の養成と、小学校と中・高等学校との指導内容の接続を大局的に捉え教科研究を深めることのできる教員の養成の二本柱で捉える。同年に設置する教職大学院では優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダーを養成するための教育プログラムを、また、従来の教育学研究科（教育実践専攻）では、小・中・高の繋がりと専門的知見を活かして教科研究を先導できる研究者や研究力のある中等学校教員を養成するための教育プログラムを実施する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・④-1-1 学生の学校現場での実践機会を増やすためにスクールデーを設置し「スク

ールデー実践」科目を開講する。また、学校現場での指導経験のない大学教員のための研修を実施する。

④-2 平成 29 年度に経済学部、経営学部において、それぞれ組織改編（学科統合）及びカリキュラム改革を行い新たな教育プログラムを実施する教育体制を整える。経済学部ではグローバル新時代に対応する専門能力と実践力を持つ人材の育成を強化するための教育プログラムを実施する。経営学部では経営全体を俯瞰しうるゼネラルマネジメント教育プログラムを実施する体制を整えるとともに、ビジネススクールの要素を持つ新たな社会人教育プログラムを創設する。また、国際社会科学府においては、専攻横断型教育プログラムの見直しを行うほか、既に行っている専攻に加えて博士課程の全専攻で英語による教育プログラムを実施し、経済学部・経営学部において育成する新たな人材の受け皿となる教育体制を整備する。（戦略性が高く意欲的な計画）

・④-2-1 社会系学部・大学院において、学部教育では組織改編後の新たな教育プログラムを柱として多様な視点と専門性を持った実践的人材育成を強化し、大学院教育では英語プログラムや専攻横断型プログラムの教育体制を整備する。

①平成 29 年度に行ったキャリア形成講義の一環である富丘会連携講義の見直しの結果のフォローアップを行うとともに、野村証券連携講座によるインターンシップ等によりインターンシップ機会の拡大に努める。また、経済学科新カリキュラム、GBEEP カリキュラムの満足度調査結果を分析し、対策を立案する。GBEEP 志望者確保策として GBEEP 専用スペースの設置を検討する。【経済学部】

②初年次開講科目である「経営学リテラシー」「概論科目」の教育効果と課題を把握し、次年度以降の授業改善に取り組むとともに、インターンシップを推進し、富丘会とも連携したキャリア教育のための講義により、大学生活の方向付け、キャリアデザインの必要性を教育する。【経営学部】

③新教育プログラムに適合する国際的背景、国際化意欲を持った経済学専攻博士課程前期の志願者確保に向け 10 月入学実施の検討を行うほか、経営学専攻博士課程前期において前年度実施した英語プログラムのパイロットテストの結果を検証し、同プログラムの課題を把握し、開講科目の変更等を検討する。また、国際経済法学専攻博士課程前期においては、国際的背景を有する高度専門職業人育成のため、前年度、前々年度の準備作業を踏まえ、英語プログラムをパイロット的に実施し、その問題点について当該プログラムを履修する 1 年次生から聞き取り調査を行う。【国際社会科学府】

④「国際公共政策」EP（博士課程後期専攻横断型プログラム）については、特に国際開発の分野において国際的に活躍できる高度専門職業人育成のため、博士課程前期の国際開発ガバナンス EP との連携を強化するとともに、広報を充実させる。【国際社会科学府】

④-3 法科大学院においては、教育理念に掲げられた本学の法曹養成の特徴を活かし、経済・経営・法律の社会科学 3 分野の緊密な連携のもと、経済学部・経営学部での手厚い法学教育を始め、全学的な協働体制を取る本学の特性を活用し、本学の学部学生（非法学部学生）に法分野をわかりやすく解説し、関心を持たせることで法曹への動機づけを行うことにより、法曹志願者を確保する。

また、展開・先端科目の充実や法曹養成としての必要な知識の習熟度確認の実施などにより、学際的な素養を有した法曹を養成するための質の高い教育体制を構築する。

・④-3-1 専門職学位の質保証に関わる「共通到達度確認試験」を課すことにより在

学生に習熟度確認の機会を与えるとともに展開・先端科目を充実して、学際的な素養を有した法曹を養成するための質の高い教育を実施する。

- ・④-3-2 法科大学院の在校生・修了生への学修支援を通じて司法試験の累積合格率を向上させる。

④-4 平成 29 年度に都市科学部を設置し、都市づくりとグローバル社会、イノベーション創造を担う次世代の人材を育成するため、本学の強みであるリスク共生学（リスクを科学的に分析・マネジメントすることにより、新技術や必要な制度を社会に定着するための方策や手法を探求する科学）と文理融合の蓄積を活かした教育を行う。

同時に理工学部においては第三次産業を含む多様な業界で新しい価値の創造や技術革新を導く付加価値の高い理工系人材育成の社会的要請に応えるため、組織改編を行い新しい分野の教育が可能になる教育体制を整える。また、平成 30 年度に工学府及び環境情報学府の組織改編・カリキュラム改革を行い、大学院においても同様に付加価値の高い理工系人材育成を強化する教育体制を構築する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・④-4-1 都市科学部において文理融合教育を推進するとともに、理工系学部・大学院においては組織改編による新たな教育プログラムを実施し、付加価値の高い理工系人材育成を強化する。

①学生の満足度調査の結果を受けて、改善できる点について検討を続けるほか、平成 32 年度から始まる新入試制度に備えて、必要な対応を検討する。【理工学部】

②学部教育科目（基幹知科目）「都市科学 A」を他学部生にも開放するとともに、レポート等を通じてニーズを探り、全学における文理融合科目の開講の拡充を検討し、結果をまとめる。【都市科学部】

③志願者数の工学府時からの推移と履修状況を調査するとともに、就職支援体制を整備し、理工学府設置計画の円滑な履行に努める。【理工学府】

④平成 30 年度組織改編計画に基づく新たな教育プログラムの実施をはじめとした、留学生、卒業生、企業などのニーズに則した取組に着手するとともに、その評価・改善に向けた満足度調査を行う。【環境情報学府】

④-5 学部におけるグローバル教育の強化のため、①高度全学教育指定科目や新興国課題等の副専攻プログラム群による、既存学部在籍の日本人学生向けの分野横断型教育、②留学生向けのグローバルな専門型教育を行う横浜グローバル教育プログラム（YGEP）、③都市科学部を中心とした、グローバルな視座の育成と分野横断的な課題対応力の強化を重視した日本人学生向け教育により、YNU グローバル教育コア（YOKOHAMA National University-Global Education Core：YNU-GEC）として体制を具現化する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・④-5-1 平成 31 年度のイノベーション科目の提供開始に向けて、イノベーション科目の開講調整を行う。

- ・④-5-2 グローバルスタディーズ副専攻を開始するとともに、引き続き、世界事情科目を担当する教員間で、優れた取組について共有し、各科目の全体的な質向上に取組む。さらに前年度に行った留学生受入れ促進策の成果を検証し、一層の留学生受入れ拡大に取組む。平成 29 年度に受入れ人数が大きく増加したサマー・プログラムについては、さらなる受入れ増を目指して実施する。

⑤-1 変容する社会において目的意識を持ち主体的に学修のできる人材を育成するため、高大接続の観点から、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを見直し、県立高校との連携において既に実施している総合的な学習の時間の発表会等の実績を基に、アクティブラーニング、キャリア教育を推進する中等・高等教育を貫く教育・学修のモデルを構築する。

- ・⑤-1-1 高大接続テキスト（全学リテラシー共通教材）を使った各学部での全学リテラシー教育プログラムにおける満足度調査を実施し、アクティブラーニング促進のため次年度教材の改善策を立案し改訂作業を行う。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

⑥-1 コンタクト教員制度や各種相談窓口等に加え、教学 IR (Institutional Research) を活用し、大学への適応に困難を抱える学生を早期に発見し、対処するなど学修・生活支援を強化する。

- ・⑥-1-1 保健管理センター、障がい学生支援室、学務部、なんでも相談室の4者間で今後も緊密かつ定期的に連絡を取りつつ、学部・大学院とも連携を図るなど全学的な学生の生活支援を強化する。その際、平成 29 年度に再構築したポートフォリオの学生・教学 IR データを活用できるようにする。

⑥-2 寄附金等を活用した大学独自の奨学金により、日本人学生、留学生を経済的に支援する。特に海外に派遣する学生に対する支援を拡大する。

- ・⑥-2-1 本学独自の奨学金支援策は、長期間、制度の継続を維持するために常に予算残額を踏まえながら引き続き実施する。YNU 大澤澄子奨学金は 15～21 名程度、YNU 竹井准子記念奨学金は 12 名程度の支援を予定し、うち、6～8 名は新規採用を行う。
- ・⑥-2-2 国際交流に関する本学独自の奨学金等支援策については前年度以上を確保しつつ、平成 29 年度に新たに開始された文部科学省「留学生就職促進プログラム」に基づく就職支援関連の留学生支援策の適切な運用を行う。また、優秀な留学生への経済的支援の観点から、学業成績に基づく授業料免除への反映方法を見直す。

⑥-3 多様な社会的要請や学生ニーズに対応し、バリアフリー化やユニバーサルデザイン、学生寮・福利厚生施設の改善といったハード面での整備に加え、ボランティア証明書の交付等により学生ボランティアを促すなど、教職員と学生が一体になり、全ての学生が就学しやすく、能力を発揮できる環境を整備する。

- ・⑥-3-1 障がい者対応のボランティア学生の募集、申請、派遣を随時実施するとともに、障がいのある学生とボランティア学生双方の意見を聴くことにより、障がい学生支援体制の充実・整備に繋げ、研修等を行い、支援の質を向上させる。
- ・⑥-3-2 講義棟のエレベータ、多目的トイレ、学生寮及び福利厚生施設など、施設等のバリアフリー化や、ユニバーサルデザインについて学生のニーズに応じて検討し整備を進める。
- ・⑥-3-3 キャリア・サポートルームは、障がい学生支援室及び保健管理センターと連携し、障がい学生の就職支援におけるニーズを把握する。また、外部の障がい者専門の就職情報サイト会社等と連携し、障がい学生に特化した就職支援行事を実施する。

⑥-4 多様なニーズに応じた学修形態に対応できるよう、講義室の整備・充実や図書館施設の改善、ICT (Information and Communication Technology) 基盤設備の更新を行い、ICT 機器を積極的に利用したアクティブラーニングなど質の高い教育を実践する環境を整備する。

- ・⑥-4-1 高大接続テキスト（全学リテラシー共通教材）の一部を e ラーニング教材とし、授業支援システムを通じて活用できるよう整備する。
- ・⑥-4-2 ウェブ化した全学リテラシー共通教材の利用率と満足度に関する調査を実施する。
- ・⑥-4-3 平成 28 年度に実施した学生アンケート及び教員ヒアリング、職員の他館視察から得た設備改善ニーズを踏まえ、アクティブラーニングに必要な什器の整備を進めるほか、図書館業務システムのクラウドシステムへの移行を検討する。
- ・⑥-4-4 共同購入電子ジャーナル等の内容見直しを図る。

⑥-5 産業界のニーズに基づき、産業界との連携によるキャリア教育や課題解決型手法による授業を通じて、学生のキャリア形成支援を行う。

- ・⑥-5-1 入学から卒業（修了）まで内部質保証を伴った大学教育を実現するため、卒業生・就職先調査及び産業界ニーズ調査を継続実施し、その成果を内外に展開するとともにキャリア教育の充実を推進する。

（４） 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

⑦-1 グローバル新時代に対応した社会的人材育成の観点から、キャリア形成を軸とした高大接続を可能にする入試改革を行うとともに、高大接続を推進するための組織を整備し、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを見直す。

- ・⑦-1-1 入試検討 WG を中心に、平成 32 年度から始まる新テストの利用教科・科目、個別学力試験に関する告知の策定を行う。

⑦-2 YNU グローバル教育コア (YNU-GEC) を先導役として、本学のグローバル展開に資するために、ウェブ出願、渡日前入試等海外の志願者がアプローチしやすい入試制度を拡充し、海外協働教育研究拠点を活用した海外の高校との高大接続、いわば、留大接続を推進する。

- ・⑦-2-1 特に新興国からの受入れが促進されるよう海外協働教育研究拠点の活用や入試制度の見直しを行う。拠点の活用については、大学紹介プレゼンテーション資料の現地語訳、大学案内冊子の配布、現地の高校・大学についてのリサーチや営業活動、本学ウェブサイトへの現地語情報掲載等を行う。
- ・⑦-2-2 ウェブ出願システムの全学導入に向けて、他大学の状況調査、関連会社との検討を行い、受験生・大学双方に利便性のあるシステム構築に向けた検討を行う。
- ・⑦-2-3 引き続き、海外の志願者がアプローチしやすい入試制度を拡充するための検討を行うとともに、入試広報の在り方についても検証を行い、効率的な広報を実施する。

⑦-3 レイトスペシャライゼーション型の教育プログラム (late specialization : 入学時に学科等の所属を決めず、入学後の総合的な学修や基礎科目の履修を通じて専攻を決める教育課程編成方法) を実施するため、入学者選抜における募集単位の大きく

り化を進める。

- ・⑦-3-1 経済学部及び経営学部で平成 29 年度からスタートさせた新カリキュラム（レイトスペシャライゼーション型教育プログラム）の広報強化により、両学部とも入試の受験倍率（受験者数／募集人員）3 倍以上を継続して確保するとともに、両学部共同実施の教育プログラム（GBEEP：Global Business and Economics EP）については GBEEP 学生専用スペースの設置等の環境整備を行い志願者の確保につなげる。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

⑧-1 人文系・社会系・理工系及びそれらの分野横断型の各研究分野に対して、社会のニーズや分野の特性を踏まえた評価指標を新たに導入し、研究 IR を活用して戦略的に評価を行うことで研究意欲を高める。特に本学の研究における強みとしている特定分野においては、先端科学高等研究院に設置した研究ユニットを中心に海外との連携を積極的に行うことで、公表する英文論文のうち国際共著論文を 30%以上とするとともに、成果が作品など論文数で評価が困難な分野においても、国際的なプレゼンスを向上させる成果を創出する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・⑧-1-1 評価指標に基づく各種情報を教育研究活動データベースを通じて、分野特性に応じて収集する仕組みを実装し、それをもとに指標の妥当性を検証し、再整理を行う。
- ・⑧-1-2 先端科学高等研究院において研究ユニットの再編を行い、文理融合に関わる国際的な最先端研究拠点の形成を開始する。
- ・⑧-1-3 国際共著論文率についての情報を収集し、学内に発表することで KPI の達成状況を共有する。
- ・⑧-1-4 国内外の研究者との共同研究の数及び活動状況についての調査を行い、共同研究・受託研究の活性化支援の妥当性を検証する。
- ・⑧-1-5 本学所属教員が発表する建築・芸術作品等といった、論文数等で評価することが困難な分野における成果をまとめ、それらを英語で広報する取組を年 1 回実施する。

⑧-2 グローバル新時代における諸課題を始めとする社会のニーズに応え、また、新たな学術領域形成を導くため、人文系・社会系・理工系のうち本学に特徴的な分野、及びこれらを横断する新分野を本学の特徴的研究として「YNU 研究拠点」に認定し社会に公表する。なお、「YNU 研究拠点」は、本学が特徴とする文理融合研究を行う研究拠点数を全体の 30%以上とする。

- ・⑧-2-1 重点支援制度並びに新制度基準に基づく YNU 研究拠点制度を活用し、文理融合研究を含む重点分野と研究多様性についてバランスのとれた支援を行う。

⑧-3 学長のリーダーシップによる公募型の学内競争的資金制度によって、本学の戦略に沿った特定分野の実践的基盤研究に研究リソースを集中的に投入する。また、研究プロジェクト担当 URA（University Research Administrator）が RPO（Research Planning Officer）として選任された研究者と協働で新たな領域の研究グループを組織し、学内競争的資金を獲得させることで自律的な研究体制を支援する。これらの成果に基づき、国内・国際共同研究への発展、研究成果の発信と社会実装を目指すこと

もに、戦略的な外部資金獲得支援を行うことにより、第2期中期目標期間の平均より外部資金を30%増加させる。

- ・⑧-3-1 「YNU 研究教育構造改革パッケージ」を引き続き運用し、問題点の洗い出しと制度的な調整を行いながら、定着を図る。また、平成29年度に改定したYNU研究拠点制度における、学内情報共有・国際情報発信の取組を実施・定着させる。
- ・⑧-3-2 学長主導による学内競争的資金制度により、大型外部資金獲得のための戦略的な支援を行う。

⑧-4 科学研究費助成事業については、本学が多様な学術分野の発展に対して大きく貢献することを目的として、申請書レビューやアドバイザー制度などの全学的な支援体制の強化を通して、科学研究費助成事業により研究を行う研究者の割合を第2期中期目標期間の平均より10%増やす。

- ・⑧-4-1 科学研究費助成事業申請書の書き方説明会や各部局内における申請書レビュー、不採択者や非申請者等を対象とした特別講義等の取組を実施し、採択数の増加を目指す。

⑧-5 本学の強みの一つとして掲げるリスク共生学の確立と充実のため、先端科学高等研究院に当該研究分野を集結し、世界の第一線で活躍する研究者を学内外から集めて、リスク共生学を基盤とした新たな学術分野の創出を目指して国際研究拠点を形成する。また、先端科学高等研究院の成果を教育に活かすために都市科学部を設置し、さらに環境情報学府・研究院、都市イノベーション学府・研究院を中心として、全ての大学院部局でリスク共生学の成果を創出する。同時に、リスク共生社会創造センターにおいて海外研究機関と連携して研究成果を社会に還元する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・⑧-5-1 リスク共生学を基盤とした研究ユニットの再編を行うとともに、文理融合の研究推進を目的とした研究ユニットを新設することにより、新たな学術分野の創出を推進する。【先端科学高等研究院】
- ・⑧-5-2 先端科学高等研究院に設置された研究ユニットごとに世界第一線で活躍する研究者とともにシンポジウム等を開催し、大学院生の参加を促すことにより、各分野での最先端の研究状況を伝え、大学院部局での研究力強化を図る。
- ・⑧-5-3 各大学院においてリスク共生学に関わる論文等の公表、またはシンポジウム等を開催する。
- ・⑧-5-4 リスク共生社会創造学の体系を提案し、国内外の多分野に展開する。平成28年度に作成したリスク共生社会創造技術実装計画に沿って、以下の実装活動を行う。【リスク共生社会創造センター】
 - ①水素社会のリスク評価プラットフォームの実装（「社会リスク評価フレームの提案」及び「水素エネルギーキャリアの安全に関する規制の適正化提案」）
 - ②リスクコミュニケーション教育プログラムの実装
 - ③JIS規格へのリスク共生概念の適用（ISO31000のJIS化）
 - ④HALT実験の標準化ガイドライン作成

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

⑨-1 先端科学高等研究院の研究基盤であるリスク共生学の確立に向け、人材の多様化・グローバル化を行うことによって研究の活性化を図ることを目的として、学外及び海外から世界の第一線で活躍する研究者を招聘し、研究ユニットに参画する教員の50%以上を招聘研究者とする。また、各ユニットに学外や海外の勤務経験者を専任教員として採用する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・⑨-1-1 研究ユニットに参画する研究者の中で海外からの招聘研究者の割合を41%以上とする。
- ・⑨-1-2 先端科学高等研究院に関する当初計画の完了に伴い、外国人研究者招聘のサポート体制に関連する事務の合理化・手続きの簡素化を検討する。

⑨-2 実践的学術の国際拠点形成のため、研究推進機構運営会議の開催を通じて、人文系・社会系・理工系の分野が一つのキャンパスにある優位性を活かした研究科・各研究院との連携を強化するとともに、研究 IR による評価を全学で共有する体制を整備する。

- ・⑨-2-1 研究推進機構運営会議を通じて、引き続き研究戦略の情報を全部局で共有する取組を行う。また、研究 IR 情報の共有が適切に行われているかを確認し、必要に応じ改善を図る。さらに、全学の研究力向上に資する指標作成について調査検討を行う。
- ・⑨-2-2 RPO 制度を活用し、全学的な研究戦略を全学的な視点から検討・支援する。

⑨-3 専門分野に応じて、著書数、専門誌の論文掲載数、高インパクトファクタ等国際的な評価の高い学術誌への論文掲載数、招待講演数、社会的評価等の多様な評価システムを導入し、URA 等による研究力の分析を行う体制を整備する。

- ・⑨-3-1 専門分野に応じた多様な評価方法について、評価指標の妥当性を検討し、指標の再整理を行うとともに、それらの情報を用いた研究力分析体制の構築に着手する。

⑨-4 研究力に関する分析結果を公表することにより教員の研究活動の現状把握を進めると同時に、評価に基づく研究組織の見直しを不断に実施する。さらに、URA を増員して外部資金獲得等の研究支援、及び研究分析に基づく新たな研究企画を行うための体制を強化することにより、本学の強みを活かした研究分野を創出するとともに、基盤研究に関するさらなる研究成果の増加と新規研究分野の開拓を行う。

- ・⑨-4-1 本学の研究力の状況について外部の学術文献データベース等から得られる情報を整理し公表するとともに、本学における論文執筆数の多い分野について掘り下げた分析を実施する。
- ・⑨-4-2 引き続き研究 IR 及び研究企画を担当する URA を活用して、本学の研究力評価並びに新規に開拓された研究分野の探索を行い、研究プロジェクトの企画において参照する。
- ・⑨-4-3 長期的研究分野の戦略的妥当性を確認し、YNU 研究拠点の整理を引き続き行い、平成 29 年度の YNU 研究拠点制度改定で新たに設けた年次報告書を活用し、拠点活動の全学戦略との接合をより短いスパンで検討する。また、先端科学高等研究院ユニットの評価による再編を実施する。
- ・⑨-4-4 基盤研究に関する研究成果の増加を導くため、過年度に実施した国際学術

ジャーナルへの投稿費補助等の支援について、利用状況を確認し、適切な規模で実施する。

⑩-1 研究力評価を担当する URA 等により各分野の研究情報を的確に把握して学内外に提供し、また関連する教職員が戦略的な研究支援に参画する等、本学の研究力の向上と分野の枠を越えて学内外での共同研究を推進する体制を整備する。

- ・⑩-1-1 戦略的な研究支援を推進するため、研究 IR を担当する URA により、教育研究活動データベース、外部の学術文献データベース等を用いた研究状況を連携させることで効率的に把握し、学内に報告する。
- ・⑩-1-2 本学の研究をわかりやすく外部に発信するため学内表彰者の研究情報を活用し、コンテンツを効率的に作成し、5 件以上の情報発信を実施する。
- ・⑩-1-3 YNU 研究拠点の充実等を通じて共同研究を促進させる場作りを支援するとともに、YNU 研究拠点を通じた共同研究の事例を増加させる。
- ・⑩-1-4 産学官連携コーディネーターと知的財産マネージャーとの協働を図ることにより、産学官連携推進部門の活動を充実・活性化させる。また、部門選定型重点支援制度を充実・発展させ、YNU 研究イノベーションシンポジウムによる情報発信を両輪とする取組で、共同研究体制の充実に繋げる。

⑩-2 若手研究者を主幹的研究者へ成長させるために、分野の枠を越えて多様な経験のある研究者との協働体を形成することにより、新規研究テーマの考案手法から研究実施、研究成果の創出、さらには社会への還元までを含めて若手研究者を指導する体制を整備する。

- ・⑩-2-1 各種研究グループを中心に科学研究費助成事業をはじめとする外部資金の申請に際して、若手研究者を含む共同申請グループの形成を促す。さらに、学内競争的資金制度を活用し、新たな若手支援として次々世代の中核拠点形成に向けた取組を検討する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

⑪-1 研究推進機構の産学官連携推進部門及び地域実践教育研究センターにおいて、地域や社会のニーズを十分に把握し、企業との連携、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市等の主要な自治体との連携、さらには地域で積極的に活動している NPO 法人等との連携体制を確立する。具体的には、企業や自治体等への指導助言活動や連携に教員が積極的に参加する等の交流機会を増加させ、これらを通じて、学生のインターンシップ、社会人の再教育、社会人の博士課程後期受入による人材育成支援、企業や行政の職員や技術者と本学教員との相互交流、地域をフィールドとした演習活動とその成果の地域への還元を行う。

- ・⑪-1-1 神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市等の主要な自治体との連携・情報交流を定期的に行い、最新の課題・ニーズ等を把握することで、連携協定を実質化する施策をより進める。また、その他の自治体や横浜市内の各区等とも積極的な連携体制を確立し各自治体等の抱える課題等の把握、解決に努める。
- ・⑪-1-2 「神奈川 R & D 推進協議会」や「かながわ産学公連携推進協議会」等の連携・支援組織を活用し、大・中小企業の抱えるニーズ等を把握し、共同でその解決に

努めるなどし、地域貢献及び共同研究、受託研究等を推進する。

- ・⑩-1-3 自治体、地域活動団体及びNPO と連携して学生のインターンシップ派遣を行う。
- ・⑩-1-4 理工学府及び環境情報学府において、平成 30 年度の組織改編計画に沿った社会人の受入れを着実に実行する。また、都市イノベーション学府において、昨年度試行した、博士課程後期への社会人受入れの効果の評価指標を検証し、必要に応じて修正を行う。

⑩-2 地域を主体としたコンソーシアムで得られた成果を、国内の連携大学を通して他地域に発信・展開し、さらに新興国を中心とした海外の協定大学との連携により、本学の研究成果を、課題を抱えている地域に展開することにより、本学の目指すグローバルとローカルが関連する実践的課題の解決を具現化する。

- ・⑩-2-1 地元自治体・地域企業・住民主体のコンソーシアム活動に参加し、引き続き自治体・企業・地域住民のニーズの把握、情報共有に努め、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所（KISTEC）及び神奈川県などとの連携を強化・拡大することにより、協働事業の立ち上げに向けた当該事業の活動方針、内容についての構想設計のバージョンアップを行い、中核となるメンバー（企業、自治体等）のリストアップやメンバー間での協議を行い合意を形成する。
- ・⑩-2-2 地域実践教育研究センターを中心に研究成果の発表会を開催し、地域における課題解決に繋がる情報を発信することで中心的な役割を担うとともに、その活動により地域からの受託研究に繋げる。さらに、その成果を国際戦略推進機構と連携して、海外協働教育研究拠点及びみなとまち国際大学リーグ（PUL）を通じて海外発信する。

⑩-3 今後の産業構造の変化等に対応し、生涯にわたる学修機会拡大のニーズに応えるため、公開講座等を通じた最新の知見の提供、サイエンスカフェを通じた大学と社会との対話の場の提供等のアウトリーチ活動と社会貢献を行う。また、受講者アンケート等を実施して評価・改善を行い、地域社会のニーズを捉えたプログラムを充実させ、公開講座及びサイエンスカフェについて平均受講者数を第 2 期中期目標期間の平均より 10%増加させることで、学修機会の提供拡大を実現する。

- ・⑩-3-1 公開講座については、引き続き 3 つの対象者別の講座を実施し、受講者アンケートの結果を踏まえて内容改善を行い、前年度より受講者満足度を増やす。また、受講者にとって適切な開催場所や開催時期の検討を行うほか、高校生向け「プレカレッジ」講座においては、アンケート結果で高校生が興味のある内容の講座を開講し、受講者増に繋げる。
- ・⑩-3-2 サイエンスカフェについて、これまで実施してきた学外での開催、アンケート調査の充実などの取組状況を踏まえ、新たな運営方針を策定する。また、今後のサイエンスカフェを充実させるため、附属学校の協力を得て、中学生を対象としたサイエンスカフェを試行的に実施する。

⑩-4 地域教育界に多くの管理職を輩出してきた実績を踏まえつつ、引き続き地域の教員養成の中核としての役割を果たすため、教育学部においては、教職に対するモチベーションの維持・向上、及び高い資質能力の育成を通じて、県内小学校教員養成の占有率を 10%に高めることを目指す。具体的には高大接続の新たな取組み（ダブルインターンシップなど）や、本学と横浜市教育委員会等が連携し開発した教員養成段階

で培う質と水準に関する枠組みである「横浜スタンダード」及び「教育実習ハンドブック」に基づく教育実習、グローバルとローカルに焦点を当てた教育イノベーション科目（外国につながる子どもの学習支援、小学校英語、インクルーシブ教育、ICT教育など）の設置、アクティブラーニングの推進、スクールデーの新設などを通して新たな教育課題に取り組む。また、学校現場の課題に通じた大学教員の割合を高める必要があることから、教員採用の際に学校現場で指導経験を有する者を募るとともに、教育学部教員がFD活動等を通して附属学校等における現場指導経験を積むことにより、現場指導経験を有する大学教員の割合を第3期中期目標期間末に30%確保することを目指す。

教育学研究科では、世代交代の著しい地域教育界のニーズを踏まえ、教員養成機能は主に教職メンタリングを中核に据えた教職大学院に移行し、修了者の教員就職率は第3期中期目標期間末に80%を目指す。一方、既設の教育学研究科（教育実践専攻）は、研究科設置以降、多数の研究者を輩出してきた成果を踏まえ、教育デザイン研究や教育インターンなどによる理論と実践の往還からなるカリキュラムを通じて、高度専門職（研究者など）、学校を支える高度教育関連職（カウンセラーなど）や、県内教育界の課題である中等学校の授業改善に資する教育学をベースとした教科の専門性に優れた中等学校教員などの養成を行う。なお、教職大学院と既設研究科の規模の見直しを行うまでの期間の修了者の教員就職率は70%を目指す。

- ・⑪-4-1 教育学部において、入学生を対象に年度初めと終わりにアンケート調査を行い、昨年度から導入した新しい入試方法の成果を検証する。また、今年度からスクールデーにおける実践的教育を実施するとともに、その評価を行う。
- ・⑪-4-2 学校現場での指導経験の無い教員を対象とした研修を実施し、附属学校等における研究への関わりを増やす。
- ・⑪-4-3 教育委員会と教育学研究科のあり方について協議を継続し、現職教員が学びやすい環境を整備する。
- ・⑪-4-4 教育学研究科については、2専攻の入試実施時期を検討するとともに、意識調査などを基にそれぞれのあり方について引き続き検討する。
- ・⑪-4-5 神奈川県内の教育課題を検討するダイバーシティ応答型教員養成・育成ラボの設計・構築を目指し、地域における調査を行い、その成果を発信する。また、教育学研究科の研究成果を地域にフォーラムや研究誌を通して発信する。

⑪-5 地域の広域避難場所の指定を受けている防災拠点として、地元保土ヶ谷区との防災協力協定等に基づいた地域連携活動を行う。具体的には、公開講座による防災教育の実施、減災や事前復興に関する研究成果の社会への普及啓発、災害時における非常通信の支援などを通じて、安心安全な地域社会の実現に貢献する。

- ・⑪-5-1 地域住民参加型の防災・防火訓練を実施する。
- ・⑪-5-2 自治体、地域での防災等公開講座への講師派遣に積極的に取り組むとともに、これまで蓄積した「災害・復興に関する研究」成果をウェブサイト・書籍等で発信することにより、社会へ還元する。
- ・⑪-5-3 災害による停電発生時でもインターネットへの接続を可能とする範囲を、電源の確保を前提として各講義棟1階まで拡大する。
- ・⑪-5-4 情報基盤センター内では、災害による停電発生時でもPCや携帯電話等の充電を可能とする場所を拡大する。
- ・⑪-5-5 災害時にはYNU-WiFiを地域住民に開放するための手続き等の整備、及び機器等の設定状況の確認を行う。

⑪-6 上記の取組みを始め、本学の教育研究活動の成果や資源を県内外の大学、企業や自治体等との連携活動に還元し、その取組成果を国内外に発信する活動を YNU ローカル実践コア (YOKOHAMA National University-Local Practice Core : YNU-LPC) と位置付けて展開し、地域発展の中心的役割を果たす。

- ・⑪-6-1 公開講座については、高校生、現役世代社会人、地域社会（一般）それぞれを対象に適切な講座を開講し、受講者アンケートの結果を踏まえて内容改善を行う。また、公開講座の動画を配信し、地域社会、国内外への知の還元を行う。
- ・⑪-6-2 地域実践教育研究センターを中心として、教職員・学生のローカル実践活動への意識改革に努め、また、ローカル実践教育（副専攻プログラム等）を充実することで、教職員及び学生の地域連携活動への普及の一助を担う。
- ・⑪-6-3 神奈川県内の高校及び中学校における教育への支援の実態について調査をし、その課題を整理する。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

⑫-1 教育研究の活動状況の多言語による情報発信、渡日前入試を始めとする柔軟な入試制度の導入、YGEP 等の新たな教育プログラムの展開、チューターやボランティア学生を活用した学修支援、校友会や海外同窓会と連携した日本及び母国での就職活動指導などのキャリア支援、共同学位制度等の体制整備や海外協働教育研究拠点を活用した留学生や外国人研究者を受け入れる体制強化を行う。また、交換留学やショートビジットの拡大、2 学期 6 ターム制を活用したサマースクールの設置など、短期留学生の受入体制も強化する。これらの施策により平成 33 年度末までに、学部における留学生受入数を平成 26 年度末時点の 2.5 倍に高める。同じく大学院における留学生受入数は、収容定員に対して、博士課程前期で 35%、博士課程後期で 50% に高める。さらに留学生受入総数としては、平成 33 年度末には平成 26 年度末時点の 2 倍に高める。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・⑫-1-1 教育研究情報や国際関連情報の提供等について他部署と連携を強化し、ウェブサイトや広報誌等での迅速で効果的な発信を行う。また、国際戦略推進機構と連携し、海外協働教育研究拠点のうち二か国語に対応したページを開設する。
- ・⑫-1-2 英語の自己学習法を学ぶ研修を実施し、英語学習者の増加及び英語学習の意欲向上に繋げるほか、引き続き、マンツーマン英会話研修の検証を行い、改善点を反映した研修を実施する。
- ・⑫-1-3 留学生受入れ促進策の提案・改善を継続的に行い、受入を増加させる。さらに、実践的学修の報告会に、海外協働教育研究拠点から教員を招へいし、教育効果等の検証・分析を行い、実践的学修を充実・発展させる。海外協働教育研究拠点からの研究者受入れを促進するとともに、留学生受入れ促進策のうち、正規生については海外協働教育研究拠点とのダブルディグリープログラムの実施、拠点への入試説明、留学生の就職支援の拡充、正規生以外については交換留学・ショートステイの拡充、サマースクールによる受入れ拡大を行う。
- ・⑫-1-4 富丘会のキャリア・アドバイザーによる「就職相談」や、校友会・国内同窓会との協同企画就職支援イベントにおいて、外国人留学生に対してもより良いサポートになるよう見直しを行い実施するほか、外国人留学生からの意見聴取を行うと

もに、外国人留学生の就職支援を行う会社から情報を入手し、さらに有効な就職支援策の検討を行う。

- ・⑫-1-5 海外同窓会等との連携を強化し、海外社会研修をより充実したものとして実施する。
- ・⑫-1-6 これまで実施してきた渡日前入試について検証し、今後の留学生獲得のための入試方法・広報活動について検討する。

⑫-2 キャンパス内での外国人や日本人の間のコミュニケーションを活性化させるため、日本人学生に対しては TOEFL、TOEIC、IELTS 等の英語能力試験と連携した教育内容の取り入れなどによる英語教育の強化を行い、留学生に対しては日本人学生ボランティアを活用した日本語教育の充実を行う。
また、2 学期 6 ターム制の導入に連動させて、2 ヶ月あるいは 4 ヶ月の海外短期留学や海外インターンシップ、海外協定大学での外国語学習集中キャンプの拡充を行い、2 割以上の学部学生に在学中に海外経験をさせる。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・⑫-2-1 平成 30 年度に 2 年次を対象に TOEFL レベル別クラス編成による英語演習科目を開講する。
- ・⑫-2-2 学部学生の 12%が海外渡航を経験するよう海外集中キャンプのプログラムを新設する等の取組を行うとともに、受入れ留学生の日本語教育支援を強化する。

⑫-3 教育研究の国際展開を推進するため、海外協働教育研究拠点の活用を始め、協定大学との単位互換や研究者相互交流機会の増加により、現地での教育研究支援を行いながら、ローカルな課題からグローバルな課題まで共同教育研究を行う。

- ・⑫-3-1 海外同窓会と連携したインターンシップの拡充、国際みなとまち大学リーグを活用したプログラムの実施とともに、本学の海外協働教育研究拠点を活用した実践的学修を実施し、単位化を行う。また、前年度に行った調査・打ち合わせに基づき、国際的な共同研究プロジェクトに着手する。

(2) 附属学校に関する目標を達成するための措置

⑬-1 国立大学の教員養成学部附属学校としてのこれまでの実績を踏まえ、学部生の教育実習や大学院生の教育インターンなどの各種実習科目を、学部・研究科と連携した学校研究の柱として明確に位置づけるとともに、教育実習等を通じて教員としての資質・能力の向上を系統的に評価して学部・研究科のカリキュラム改善に活かす制度を構築し、その成果を地域教育界や他大学等に研修や情報提供等により普及させていく。

- ・⑬-1-1 「スクールデー実践」の授業開講により、教育学部と附属学校で連携して学生の学校現場での実践機会を増やし、教育実習への接続性を高める環境を構築する。
- ・⑬-1-2 神奈川県内教育委員会との連携協議会を継続し、地域連携をさらに充実させる。

⑬-2 学部と連携して附属学校が取り組んできた現代的教育課題への先導的な取組みの成果(附属横浜中学校における ICT 教育や中高連携、附属鎌倉小・中学校における小・中一貫教育、特別支援教育など)を踏まえながら、従来の成果発信型の取組みから、より県内学校の実情に即した双方向の地域共創型の取組みへと発展させるとともに、神奈川の先導的教育実践モデル構築に向けた制度設計を推し進めるなど、地域教

育界の共創拠点としてそのイニシアティブを執っていく。

- ・⑬-2-1 神奈川県内の教育委員会との連携協議会等を継続し、地域の教育課題を共有する。
- ・⑬-2-2 附属学校のリソースをもとに教育委員会との連携・協働や小・中・高等学校との学校間連携などを継続し、モデル構築のための成果を蓄積する。

⑬-3 世代交代の著しい地域教育界の課題に応えるために新設する教職大学院の連携協力校となり、教育実習などを通して県内教員の育成・養成に取り組むとともに、神奈川県及び3政令指定都市教育委員会等との教職大学院諮問会議等の調整を経て、連携協力校としての取り組みの成果を教職大学院生のみならず、教職大学院に進学しない県内教員にも研修や情報提供等により普及させていく。

- ・⑬-3-1 教職大学院の連携協力校として附属学校で学生を受け入れ、学校実習や研修等を実施する。
- ・⑬-3-2 神奈川県教育委員会との連携を強化し、附属学校の研究成果を地域に発信する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

⑭-1 学長のリーダーシップによるガバナンスを強化するため、全学の教育研究活動を把握して戦略的な大学運営、大学経営を行う体制を構築する。具体的には、各部局において教員が教育・研究・社会貢献・国際展開・大学運営等における活動状況をエフォート等により部局長に報告することにより、部局長が部局全体の活動状況を把握できる体制を全学的に整備する。さらに各部局長は部局の活動状況を大学執行部に報告し、大学執行部は大学全体の教育研究等の活動状況を把握した上で、学長のリーダーシップのもと、大学の教育・研究・社会貢献・国際展開・大学運営等の改善・充実方策を打ち出し実行する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・⑭-1-1 学長のリーダーシップのもと、平成29年度教員活動報告を基に大学の活動状況を分析し、大学運営の改善に役立てる。

⑭-2 自律的な運営改善に資するため、経営協議会を始めとする学外者の意見を法人運営に適切に反映する。また、新たに設置する都市科学部に多様な視点からの助言を学部の運営に活かしていくための仕組みとして学外の委員を中心に構成される運営諮問会議を設置するとともに、その他の学部・大学院においても都市科学部の成果を踏まえつつ学外者の意見を運営に反映する仕組みを導入・強化する。さらに、監事が、財務や会計の状況に加え、教育研究や社会貢献の状況、学長の選考方法や大学の意思決定システムを始めとしたガバナンス体制等についても監査することができるよう、役員会、経営協議会その他重要な会議の出席、事務局からの資料提出、情報提供の充実など監事サポート体制を強化する。

- ・⑭-2-1 引き続き、経営協議会を始めとした外部有識者に国立大学法人の課題と現状を事前に丁寧に説明し、学外者の意見を聴く機会を増やし、学外者の意見を法人運営に反映させる。
- ・⑭-2-2 引き続き監事をサポートするため、予算・決算等財務情報の提供を行うとともに、平成30年度監事監査計画の監査重点事項の策定支援を行う。

- ・⑭-2-3 都市科学部においては運営諮問会議を開催し、学部運営に対する意見聴取と必要な反映を継続するとともに、昨年度の議論を踏まえ教員側の文理融合を推進する。その他の学部・大学院においては、昨年度実施した検証結果を踏まえ、学外者の意見を聴取する体制構築に向けての議論を進める。

⑭-3 運営費交付金に加え、助成事業を始めとする各種競争的外部資金の確保、寄附金を始めとした自己収入の増加、民間資金等を活用した施設整備手法の導入などによる経費の抑制を進めることにより、基盤的な教育研究関連経費を確保する。また、学長のリーダーシップに基づく学内競争的経費を拡充し、本学の強みを活かすため重点的かつ戦略的に執行する。

- ・⑭-3-1 大型寄附獲得のための企業訪問を継続するとともに、小口の寄附金獲得に対応した本学指定の振込用紙の利用や古本募金について、各同窓会や会合等で繰り返し広報し、恒常的な寄附金収入獲得の方策に取り組む。
- ・⑭-3-2 基盤的な教育研究関連経費を確保するため、文房具用品の統一業者への発注について事務局で先行的に試行するとともに、教職員から経費抑制・収入増加方策の提案を受けた経費の抑制等を行い、管理的経費を抑制する。
- ・⑭-3-3 全学一体改組に伴う取組に対して重点的に支援するための経費を優先的に確保し、本学の機能強化を行う上で、特に重点的に支援を行うと学長が判断したものに優先的に配分を行う。
- ・⑭-3-4 土地建物貸し出しについて幅広く周知することにより土地・建物使用料収入の増加に努める。
- ・⑭-3-5 基盤的な教育研究関連経費を確保するため、民間資金を活用し大学の資金を必要としない整備手法による留学生・外国人研究者等宿舍整備の建設工事を完了させる。

⑭-4 教員の流動性を高めるとともに、高度な専門性を有する人材、国内外の優秀な人材、将来性のある多様な人材を確保するため、常勤の教員を対象に業績評価に基づく年俸制を導入して平成28年度中に56人以上に適用し、その後も引き続き促進するとともに、混合給与制の活用を進める。また、40歳未満の優秀な若手教員の活躍の場を全学的に拡大し、教育研究を活性化するため、テニュアトラックによる若手教員採用を進める部局に支援を行うなど、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員の若手比率が概ね20%となるよう年齢構成に配慮した雇用を促進する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・⑭-4-1 引き続き、業績評価に基づく年俸制適用者を対象とした業績評価を実施し、給与に反映させる。
- ・⑭-4-2 引き続き、混合給与制度導入を学内に広く周知するとともに、複数件の導入実績をあげる。
- ・⑭-4-3 テニュアトラックをはじめとした若手教員を積極的に採用する部局に対し、学長戦略経費を活用し支援を行う。

⑭-5 女性の活躍推進のため、女性役員を登用するとともに、管理職に占める女性の割合について13%以上を達成する。さらに、男女共同参画推進センターを中心に育児や介護などにより研究時間が制約されている研究者を支援する「研究支援員制度」、育児や介護などにより研究を中断したが再開を希望する女性研究者に研究の機会と場所を提供し次のステップへ進めるように支援する「みはるかす研究員制度」等、これ

まで実施してきた支援活動を一層充実・継続するとともに、「横浜国立大学男女共同参画アクションプラン」に基づく種々の取り組みの展開により女性の積極的な採用を進め、第3期中期目標期間末における女性教員の在籍比率を19%以上とする。

- ・⑭-5-1 男女共同参画アクションプラン期間（平成28年度～平成33年度）の中間における女性教員採用比率の見直しが必要か否かの検証を行うほか、アクションプラン策定期間前期について各部局における取り組みを検証する。
- ・⑭-5-2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく行動計画を引き続き実施する。

⑭-6 学長がリーダーシップを発揮して大学のミッションを的確に実行するため、全学の重要事項について、テーマ別に理事、副学長及び部局長等が構成員となる会議を設置し、意見聴取の場を設け、各部局等の状況を把握した上で意思決定を行う。この過程で学長は、全学的コンセンサスを高める風通しの良い組織運営に努め、ガバナンスを強化する。また、学長が大学の将来像を策定するにあたり、若手中堅教職員との懇談の場を設定し、平成31年度を目途に、横浜国立大学21世紀中長期ビジョン（YNU21）を策定し、中長期的な戦略と将来ビジョンを示す。

- ・⑭-6-1 既存会議を整理し大学経営を主として対象とする会議と大学運営を主として対象とする会議を新たに設置し、全学の重要事項に関する意思決定の過程を整備することでガバナンスを強化する。
- ・⑭-6-2 横浜国立大学21世紀中長期ビジョン（YNU21）の策定に向けて、原案を作成する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

⑮-1 平成29年度に学部を中心とした教育組織の改編を行う。教員養成に関しては教育人間科学部人間文化課程を廃止し、学校教育課程のみの教育学部に組織改編するとともに、教育学研究科に教職大学院を設置し教員養成機能を強化する。なお、教育学部の入学定員については、社会情勢を踏まえ平成32年度に第4期中期目標期間に向けた検証・見直しを行う。社会系では経済学部2学科体制、経営学部4学科体制を、それぞれ1学科体制にして、グローバル新時代に対応し総合的な力を持った人材を育成する教育組織にするとともに、経営学部・夜間主コースは、ビジネススクールの要素を含む新たな社会人教育プログラムを創設する。

新たに都市科学部を設置し、本学の強みであるリスク共生学と文理融合の蓄積を活かした教育を行う。同時に理工学部においては4学科体制から3学科体制へ組織改編し、新しい分野の教育が可能になる体制を整える。

- ・⑮-1-1 平成29年度に組織改編を行った学部及び教職大学院について、引き続き設置計画履行状況等調査に基づいたチェックを行い教育水準の維持・向上に努め設置計画を確実に履行する。

⑮-2 平成30年度に工学府及び環境情報学府の組織改編を行い、理工学部・都市科学部で育成する人材の受け皿となる体制を構築するとともに、第三次産業を含む多様な業界で新しい価値の創造や技術革新を導く付加価値の高い理工系人材育成機能を強化する。

- ・⑮-2-1 平成30年度に組織改編を行った大学院について、設置計画履行状況等調

査に基づいたチェックを行い教育水準の維持・向上に努め設置計画を確実に履行する。

⑮-3 上記の組織改編による教育効果を全学的に評価・検証し、新たな社会のニーズや時代の変化に対応する教育課程及び組織のあり方について不断の見直しと整備を行う。

- ・⑮-3-1 組織改編による新たな教育プログラムの教育効果を評価・検証し、不断の見直しを行う。
 - ①在校生のアンケート調査を継続して実施し、学生の教職に関する意識の変化を把握し、「スクールデイ実践」等のカリキュラムや教育実習、就職支援等の充実に活かす。【教育学部、教育学研究科】
 - ②経済学科新カリキュラム、GBEEP 新カリキュラムに対する満足度について学生調査結果を分析し、改善策を立案する。【経済学部】
 - ③前年度に実施した学部1年次生に対するアンケート調査の結果に基づき、改善計画を立てる。【経営学部】
 - ④全学的に実施した学生の行動を調査するアンケートの結果に基づいて、理工学部及び各EPの現状にあった改善の方向性と対策を抽出し、教育の評価検証を継続的に行う。【理工学部】
 - ⑤国際経済法学専攻の英語プログラム（トランスナショナル法政策プログラム）については、前年度までの満足度調査に基づいて教育内容とカリキュラムの見直しをするとともに、博士課程前期への国費留学生受入れの経験に基づき、日本語を解しない留学生のための現実的な入試制度やカリキュラムの設計に着手する。【国際社会科学府】
 - ⑥工学府時からの志願者数の推移や履修状況を調査し、理工学府設置計画の円滑な履行に努める。【理工学府】
 - ⑦平成29年度に策定された計画に即した教育を実践するとともに、その教育効果の評価・検証に関する具体的方法・スケジュールを策定する。【環境情報学府】
 - ⑧代議員会を基盤にした教育委員会にて、教育組織・体制の改善を図り、カリキュラム及び単位について全体的な見直しを行う。【都市イノベーション学府】

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

⑯-1 学長のリーダーシップの強化等による運営体制の改善と、都市科学部の設置を始めとする全学一体による教育研究組織の改編や留学生の教務・入試関連事務組織の全学的整備等、グローバル化等に対応した事務組織の再編を行う。その際、事務局と部局の事務の役割分担を明確にし、業務内容に応じた集約化を進めるとともに適正な人事配置を行う。

また、職員の能力向上や、事務の効率化・合理化に資するため、職員の意識改革・スキルアップおよび業務改善等を目的とした研修等を計画的に実施する。

- ・⑯-1-1 引き続き業務の点検と見直しを行うとともに、前年度の検討結果を踏まえ、必要に応じ事務体制の見直しを行う。
- ・⑯-1-2 生産性の高い組織づくりを目指して、業務改善研修を実施する。

⑯-2 教育用基盤システム及び各事務用システムのクラウド化を行う。また各システムが有しているデータベースを全学的統合データベースへと集約化することによって、情報システムの整備と維持管理に必要な設備投資を抑制するとともに、拡張性と

相互運用性に優れた情報システム及びデータベースの構築を図り、情報の可用性向上、業務プロセスの簡素化、効率化、合理化を推進する。

- ・⑩-2-1 次期教育用基盤システムの仕様策定を開始する。仕様策定においては、費用対効果を考慮しクラウドサービスへ移行する方が好ましいシステムについては、クラウドサービスへの移行を積極的に検討する。
- ・⑩-2-2 情報基盤センターにおいて IT サービスマネジメントシステム (ITSMS) の安定運用を図る。
- ・⑩-2-3 セキュリティに配慮しつつ統一認証システムの活用を推進する。
- ・⑩-2-4 各種データベース間の連携強化により、論理的なデータベース統合による各種情報システムの効率化・合理化を進めるため、具体的なシステム間連携の内容について検討する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

⑪-1 助成事業を始めとする各種競争的外部資金の獲得を促進するため、IR 機能を活用して、各種競争的外部資金事業の情報収集・分析及び本学の申請状況・分野等の分析を行い、それらを有機的に連結させることにより、今後も資金獲得が期待できる本学の強い分野及び申請数を増加させることによって資金獲得の増加が期待できる分野を洗い出し、重点的に申請を促す。加えて、申請を資金獲得に結び付けるため、URA 等による国策等の背景も踏まえた各種競争的外部資金事業に関する分析結果の提供やその分析に基づく助言、申請書の書き方講座の実施等、戦略的に申請、資金獲得するための支援体制を整備する。

- ・⑪-1-1 各種競争的外部資金や国策に関する情報収集、学内状況の整理を行い、ウェブサイトを通じて学内で共有するとともに必要に応じて取組を再検討する。
- ・⑪-1-2 各種競争的外部資金について整理された情報を基に、情報提供や、科学研究費助成事業申請書の書き方講座等の実施など、申請促進に向けた取組を行うとともにこれまでの取組の妥当性を検討し、支援内容を再検討した上で、支援活動を実施する。
- ・⑪-1-3 学長主導による学内競争的資金制度について、IR を含む分析を参考にしながら運用し、大型外部資金獲得のための戦略的な支援を行う。

⑪-2 教育研究関連経費の確保のため、同窓会や校友会と密接に連携し、卒業生を始め広く本学の教育研究等の成果を周知し、寄附金等の受入を促進する。

- ・⑪-2-1 既存の寄附者への継続的なアプローチ、その他卒業生等へも適切なアプローチができるように、収集した基礎データの整理を行い、体系的に活用できるデータベースシステムを構築する。
- ・⑪-2-2 教育研究情報について広報誌やウェブサイトでのコンテンツの配信を増やすとともに、メールマガジンを利用したウェブサイトコンテンツの配信により、更なる情報発信の強化に努める。
また、各同窓会、校友会との連携のほか、卒業生同士の結びつきの強い課外活動 OB・OG 会との連携体制を構築し、それらの会合で本学の広報誌等を配布し、教育研究等の成果を知ってもらう機会を増やす。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

⑱-1 教員・職員それぞれについて、業務の点検整理、業務プロセスの改善を通じ業務の効率化・合理化を進めることにより、人件費の計画的な見直しを進める。

- ・⑱-1-1 平成 29 年度に見直した財政改革方針に基づき、人件費見直しに着実に取り組む。

⑱-2 業務の内容・プロセスを分析することを通じて民間に委託する業務の範囲を拡大するとともに、防災用品等を対象に実施している他の国立大学との共同購入の対象物品の拡大など業務改善を進め、経費の抑制を行う。また、年間役務契約の一元化・複数年化を推進するとともに、光熱水使用量の現状分析に基づく省エネルギー対策を進めることにより、管理的経費を抑制する。さらに、留学生・外国人研究者等の宿舍整備及び運営を行うにあたっては、民間資金等を活用した整備手法を導入し経費を抑制する。

- ・⑱-2-1 基盤的な教育研究関連経費を確保するため、文房具用品の統一業者への発注について事務局で先行的に試行するとともに、教職員から経費抑制・収入増加方針の提案を受けた経費の抑制等を行い、管理的経費を抑制するほか、共同調達及び複数年契約期間の拡大を促進するとともに、電気・ガスのセット契約による経費の抑制など、トータルのエネルギー対策を検討することで管理的経費を抑制する。
- ・⑱-2-2 経費の抑制に資する省エネルギー機器の導入を積極的に行うとともに、機器調整による運用改善計画対象建物を拡大する。
- ・⑱-2-3 民間資金活用による留学生・外国人研究者等宿舍整備を行い、施設建設にかかる大学経費を抑制する。
- ・⑱-2-4 平成 28 年度に策定した年間役務業務の契約年数の見直し案を必要に応じて実施し、経費の抑制に努める。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

⑲-1 定期的に資産を点検・評価し、有効に活用されていないものや更に有効な活用方法が考えられるものを洗い出し、教育、研究、社会貢献に資する効率的・効果的な運用管理を行う。具体的には、施設利用の点検調査に基づく学内スペースの再配分、不要品に関する情報を全学的に共有化するシステムの活用による物品の再利用の促進や休日等におけるスポーツ施設の学外への貸出し等を推進する。また、遊休資産と認められるものについては、処分を含めた見直しを進める。さらに、保有資金については、資金運用計画を策定し、金利の状況等社会情勢を踏まえ、機会損失を生じないよう留意しつつ運用する。

- ・⑲-1-1 リサイクル情報を掲示する学内教職員向け電子掲示板の利用について、教職員向けに通知を送付し、利用促進等の周知を行う。
- ・⑲-1-2 金利の状況を踏まえて安全かつ効果的に運用益を確保するため、債券種別の拡大等を定めた資金運用計画を策定したうえで資金運用を実施する。
- ・⑲-1-3 施設利用状況調査によりスペースの有効活用のための現状把握を行う。平成 29 年度より開始した現地調査を引き続き実施する。
- ・⑲-1-4 「職員宿舍等に係る用途廃止の方針」に基づき、処分を含めた資産の見直

しを進める。

- ・⑱-1-5 大学の行事・授業等に支障のない範囲で、ホール・講義室等の貸出についての情報提供を行い、開放機会の拡大を図る。
- ・⑱-1-6 YNUS スポーツアカデミーと連携し、体育施設の一部について、授業や課外活動に支障の無い範囲で一般開放する。また、更なる利用の促進についても予約システムの「管理者からのお知らせ」欄を活用して施設の空き日程を案内する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

⑳-1 大学研究情報分析を担当する URA を増員して研究力分析の強化を図り、分野ごとに研究評価手法の多様化を行い、社会のニーズや教育研究動向を反映させた自己点検・評価を統括的に実施する。また、公的・商用データベースとの連携、活用などと併せ、教育研究活動の把握、分析を効率化する。さらに、教育、研究、社会貢献、国際展開、業務運営の定期的な自己点検・評価を全学で実施し、次年度計画の策定や部局配分経費などのインセンティブに反映するほか、分析結果、反映・対応状況を集約して大学改革、機動的な大学運営・大学経営に活用する。

- ・⑳-1-1 学内の情報収集と研究力分析を URA と研究推進部が協働で行い、必要に応じて研究力分析体制の見直しを図る。
- ・⑳-1-2 分野別に抽出した評価指標により分野ごとの研究力を分析し、各部局との連携を行いながら必要に応じて評価指標の見直しを行う。また、researchmap の活用については改修動向を調査し、活用を検討する。
- ・⑳-1-3 外部学術情報文献データベースや researchmap の活用による、本学の教育研究活動を効率的に把握する体制となっているか確認し、必要に応じて改善を図る。
- ・⑳-1-4 全学的な自己点検・評価を行うに当たり、ロードマップに基づいた進捗管理を行うとともに、評価結果を踏まえた次年度計画を作成する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

㉑-1 社会のニーズを考慮した大学活動状況の発信のため、各種広報刊行物やウェブサイトについて、より戦略的な読者層の設定とコンテンツの見直しや、多言語化などにより情報発信力を強化する。

また、自己点検・評価結果の部局毎のウェブサイトへの掲載や、学術情報リポジトリをより本格的に機能させることで教育研究成果を広く社会に公開するほか、様々な情報発信媒体を活用しタイムリーな情報発信を行う。

- ・㉑-1-1 ウェブサイトについて、教育・研究活動の効果的な見せ方を検討し、次年度公開に向けたリニューアル作業を進める。また、国際戦略推進機構と連携し、海外協働教育研究拠点のうち二か国語に対応したページを開設する。
- ・㉑-1-2 紀要類発行時の登録フローの確立及び著者あるいは出版事務担当者へのメール等での登録依頼により、学術情報リポジトリコンテンツの登録件数 8,500 件超を目指す。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

②-1 魅力ある優れたキャンパスを実現するため、キャンパスマスタープランに基づく戦略的施設マネジメントに取り組む。具体的には、既存施設を長期的かつ有効に活用するため、計画的な修繕を行う資金を確保し年次計画による老朽施設の継続的な改善を実施するとともに、スペースの有効活用の観点から施設利用の点検調査を実施し、学内スペースの再配分を行う。また、全学的なエネルギー使用状況を継続的に把握し、省エネルギー機器の導入などの投資を行い、環境負荷の少ないキャンパスを構築する。

- ・②-1-1 省エネルギー機器を積極的に導入するとともに、機器調整による運用改善計画対象建物を拡大し、エネルギー使用による環境負荷低減を推進する。
- ・②-1-2 施設整備計画に基づく計画的修繕により、老朽施設の改善整備、構内環境整備を行う。
- ・②-1-3 施設利用の点検調査等により確保したスペースについて学長のリーダーシップに基づく再配分を行う。

②-2 グローバルな教育研究環境の整備のため、民間資金等を活用した整備手法により、常盤台キャンパス内に留学生・外国人研究者等の宿泊施設を整備する。また、幅広い利用者が安全、快適に利用できるキャンパス構築のため、ユニバーサルデザインや防災機能強化の視点に基づきキャンパスを点検評価し、エレベーター、トイレ、スロープ等のバリアフリー化や防災時に活用できる屋外施設等の整備を行う。

- ・②-2-1 留学生や外国人研究者の受入れ体制強化に資する環境整備のため、民間資金活用による留学生・外国人研究者等宿舎整備の建設工事を完了させる。
- ・②-2-2 学内の様々なニーズを幅広く反映するため多様な視点で構内調査を実施し、ユニバーサルデザインに配慮したキャンパス構築のための課題を把握、施設整備を進める。
- ・②-2-3 防災管理点検等に基づき、不具合箇所の改善整備を行う。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

③-1 安全パトロールの実施と報告等を通じ、教育研究遂行上の安全な環境を整備するとともに、定期的に点検、訓練を行い、事故・災害・感染症など危機発生時における対応の迅速化、部局横断的な連携の強化を推進する。また、旅行保険や留学サポートプログラムの加入義務付けや、社会情勢に応じて海外渡航時の安全確保に関する注意喚起を行うなど、留学・派遣等により海外に滞在する学生・教職員の安全確保のための措置を講ずる。

- ・③-1-1 引き続き、災害対策マニュアルの見直しや防災・防火訓練を行い、災害時の危機管理体制を強化する。
- ・③-1-2 専門性を持った者を中心とした安全衛生体制の整備・充実を図るとともに、安全パトロールの実施と報告、毒物等点検と監査を確実に実施する。
- ・③-1-3 構内の施設巡回点検や危険箇所点検により、必要な改善整備を行う。
- ・③-1-4 海外に派遣する学生の危機管理については、文部科学省のガイドライン（「大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン」平成 29 年 3 月 31 日付）

が徹底されるよう、危機管理システムの見直しを継続的に行いオンライン教材について本格実施を行う。

- ・⑳-1-5 感染症に対する危機管理を充実し、学生・教職員の安全確保に努める。

⑳-2 放射性物質、毒物及び劇物の適切な管理のため、定期的に放射線及び化学物質の作業環境測定を行い、安全を確保する。また、毒物及び劇物については、「国立大学法人横浜国立大学における毒物及び劇物取扱規則」に従い、毎年各部局で保管・管理状況を点検し、報告させるとともに、内部監査において保管・管理状況の現地調査を行い、改善状況を確認する。

- ・⑳-2-1 作業環境測定及び毒物等点検と内部監査を確実に実施する。

㉑-1 全学的な情報の管理・蓄積・公開・伝送に伴うリスクを低減し、情報セキュリティの強化を推進するため、情報セキュリティマネジメントシステム（Information Security Management System：ISMS）を指針とした情報管理を行う。また、宇都宮大学との「情報戦略の協調に関する協定」に基づき、業務システムの災害時における業務継続計画（Business continuity planning：BCP）及び業務継続訓練などの業務継続マネジメント（Business continuity management：BCM）を確立するなど、情報管理体制を強化する。

- ・㉑-1-1 情報セキュリティ教育年度計画を策定し、「入学者向け教育」「新規採用者向け教育」「利用者向け教育」「部局長・センター長向け教育」「役員・副学長向け教育」を実施する。
- ・㉑-1-2 各部局における情報資産及び情報セキュリティリスクの洗い出し及び格付けを実施する。
- ・㉑-1-3 平成 29 年度に設置した「情報セキュリティ統括責任者（CISO）」による情報セキュリティ管理体制を評価し、必要により見直しを行う。
- ・㉑-1-4 「大学情報戦略の協調に関する協定」に基づき、本学と宇都宮大学との相互協力を推進し、組織的能力開発及び情報管理体制の強化に取り組む。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

㉕-1 大学の職務を適切に執行するため、倫理、情報管理、危機管理等に係る法令遵守の周知徹底や研修を定期的実施するとともに、法令改正や実例等を踏まえた規則及びマニュアル等の整備を不断に行う。

- ・㉕-1-1 昨年度に作成した教職員・学生の行動規範となるコンプライアンス指針の概要に基づきさらに検討を行い、コンプライアンス指針を作成する。また、学内におけるコンプライアンス意識の醸成のための講習会・研修会を企画、実施する。
- ・㉕-1-2 個人情報保護に関する知識の周知徹底を図るため、階層別の研修を実施する。
- ・㉕-1-3 定期的な情報システム運用委員会の開催及び情報セキュリティ監査・教育を実施することで情報セキュリティの向上を図るとともに、監査結果を踏まえて次年度計画を策定する。
- ・㉕-1-4 産学連携活動等により生じる利益相反に関する調査を実施するとともに、調査結果を基に翌年度の調査項目についての見直しを行う。
- ・㉕-1-5 海外渡航時や私費留学生受入れ時の事前確認等、安全保障輸出管理に関する

る教員の意識向上のため、周知徹底を推進する。

㊦-2 文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」や「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を踏まえて策定した全学的なルールを的確に運用することにより、教育研究の実施、あるいは業務遂行における不正行為を未然に防ぐ管理監督等の体制を、部局、職域をまたがる横断的な連携により強化する。また、研究における不正行為及び研究費の不正使用を防止するため、それぞれeラーニング研修等を義務付けるなど、研究倫理教育・コンプライアンス教育を強化する。

- ・㊦-2-1 平成 29 年度に引き続き、前年度内部監査のフォローアップ及び内部監査結果を反映させた実効性のある監査を実施する。また、科学研究費助成事業については前年度以前に監査対象とならなかった研究者を中心に監査を実施し、平成 28 年度以降の採択者のうち、平成 28 年度、平成 29 年度の監査対象者と合わせ 60%以上の研究者を監査する。さらに不正行為を未然に防ぐための管理監督体制を強化する取組として、統括管理責任者は、各コンプライアンス推進責任者（部局長）に公的研究費等の不正使用防止計画及び不正使用防止具体策の実施状況を定期的に報告させ、各部局の不正使用防止における取組状況について把握する。
- ・㊦-2-2 教職員へのコンプライアンス教育として義務付けているeラーニングを活用した教育について、新規採用者に対しても受講を徹底させる。また、研究費の不正使用を防止する理解を高めるため、教員等への研究費等使用ルール説明会を実施する。
- ・㊦-2-3 不正行為を未然に防ぐ管理監督体制として、公正研究統括責任者は各研究倫理教育責任者（部局長）に不正使用防止計画及び不正使用防止具体策の実施状況を定期的に報告させ、各部局の実施状況について把握するとともに、公正研究総括責任者の指示の下、研究倫理教育責任者の責任において研究倫理教育を実施する。また、研究倫理教育の醸成に向けた検討を開始する。

VI 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額 1,963,366千円
- 2 想定される理由 運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- 1 外周道路部分（横浜市保土ヶ谷区常盤台1番5ほか）4,085.09 m²を譲渡する。
附属横浜小学校器具庫の土地の全部（横浜市中区立野38、365.61 m²）及び建物（コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺2階建延床面積163.63 m²）を譲渡する。
- 2 担保に供する計画の予定はない。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、安全で安心な教育研究活動を推進するための基盤的整備・充実及び戦略的な大学改革に必要な業務運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源
常盤台団地ライフライン再生（排水設備） 常盤台団地ライフライン再生Ⅱ（排水設備） 常盤台団地総合研究棟改修（教育学系） 他、小規模改修	総額 249	施設整備費補助金（215） （独）大学改革支援・学位授与機構施設費交付金（34）

（注）金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

- ・英語の自己学習法を学ぶ研修を実施し、英語学習者の増加及び英語学習の意欲向上に繋げるほか、引き続き、マンツーマン英会話研修の検証を行い、改善点を反映した研修を実施する。
- ・引き続き、業績評価に基づく年俸制適用者を対象とした業績評価を実施し、給与に反映させる。
- ・引き続き、混合給与制度導入を学内に広く周知するとともに、複数件の導入実績をあげる。
- ・引き続き業務の点検と見直しを行うとともに、前年度の検討結果を踏まえ、必要に応じ事務体制の見直しを行う。
- ・生産性の高い組織づくりを目指して、業務改善研修を実施する。
- ・平成 29 年度に見直した財政改革方針に基づき、人件費見直しに着実に取り組む。

(参考 1) 平成 30 年度の常勤職員数 981 人

また、任期付き職員数の見込みを 55 人とする。

(参考 2) 平成 30 年度の人件費総額見込み 10,721 百万円 (退職手当は除く)

2. 収支計画

平成30年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	16,793
經常費用	16,793
業務費	15,321
教育研究経費	2,729
診療経費	0
受託研究費等	1,284
役員人件費	245
教員人件費	8,272
職員人件費	2,791
一般管理費	596
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	876
臨時損失	0
収入の部	16,772
經常収益	16,772
運営費交付金	8,237
授業料収益	4,813
入学金収益	751
検定料収益	218
附属病院収益	0
受託研究等収益	1,573
補助金等収益	60
寄附金収益	401
施設費収益	36
財務収益	5
雑益	91
資産見返運営費交付金等戻入	258
資産見返補助金等戻入	135
資産見返寄附金戻入	194
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	△ 21
目的積立金取崩益	21
総利益	0

3. 資金計画

平成30年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	18,476
業務活動による支出	15,673
投資活動による支出	1,159
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	1,644
資金収入	18,476
業務活動による収入	15,841
運営費交付金による収入	8,170
授業料及入学金検定料による収入	5,508
附属病院収入	0
受託研究等収入	1,573
補助金等収入	74
寄附金収入	425
その他の収入	91
投資活動による収入	878
施設費による収入	248
その他の収入	630
財務活動による収入	5
前年度よりの繰越金	1,752

(別表) 学部の学科、研究科の専攻等

教育学部	学校教育課程 460人 (うち教員養成に係る分野 460人)
教育人間科学部	学校教育課程 460人 (うち教員養成に係る分野 460人) 人間文化課程 (H29募集停止) 300人
経済学部	経済学科 476人 経済システム学科 (H29募集停止) 244人 国際経済学科 (H29募集停止) 246人
経営学部	経営学科 574人 経営学科 (H29募集停止) 昼間主コース 150人 夜間主コース 64人 会計・情報学科 (H29募集停止) 昼間主コース 140人 経営システム科学科 (H29募集停止) 昼間主コース 130人 国際経営学科 (H29募集停止) 昼間主コース 130人
理工学部	機械・材料・海洋系学科 370人 機械工学・材料系学科 (H29募集停止) 280人 化学・生命系学科 724人 建築都市・環境系学科 (H29募集停止) 320人 数物・電子情報系学科 1, 114人
都市科学部	都市社会共生学科 148人 建築学科 142人 都市基盤学科 96人 環境リスク共生学科 112人
教育学研究科	教育実践専攻 170人 (うち修士課程170人) 高度教職実践専攻 30人 (うち専門職学位課程30人)

国際社会科学府	経済学専攻	106人	
			〔うち博士課程（前期） 76人〕
			〔博士課程（後期） 30人〕
	経営学専攻	136人	
			〔うち博士課程（前期） 100人〕
		〔博士課程（後期） 36人〕	
	国際経済法学専攻	74人	
			〔うち博士課程（前期） 50人〕
			〔博士課程（後期） 24人〕
	法曹実務専攻	75人	
			（うち専門職学位課程 75人）
理工学府	機械・材料・海洋系工学専攻	120人	
			〔うち博士課程（前期） 109人〕
			〔博士課程（後期） 11人〕
	化学・生命系理工学専攻	119人	
			〔うち博士課程（前期） 107人〕
		〔博士課程（後期） 12人〕	
	数物・電子情報系理工学専攻	164人	
			〔うち博士課程（前期） 146人〕
			〔博士課程（後期） 18人〕
工学府	機能発現工学専攻	123人（H30募集停止）	
			〔うち博士課程（前期） 99人〕
			〔博士課程（後期） 24人〕
	システム統合工学専攻	127人（H30募集停止）	
			〔うち博士課程（前期） 101人〕
		〔博士課程（後期） 26人〕	
	物理情報工学専攻	154人（H30募集停止）	
			〔うち博士課程（前期） 122人〕
			〔博士課程（後期） 32人〕
環境情報学府	人工環境専攻	90人	
			〔うち博士課程（前期） 75人〕
			〔博士課程（後期） 15人〕
	自然環境専攻	39人	
			〔うち博士課程（前期） 33人〕
		〔博士課程（後期） 6人〕	
	情報環境専攻	77人	
			〔うち博士課程（前期） 65人〕
			〔博士課程（後期） 12人〕
	環境生命学専攻	64人（H30募集停止）	
			〔うち博士課程（前期） 40人〕
			〔博士課程（後期） 24人〕

	環境システム学専攻	60人 (H30募集停止)	
			〔うち博士課程 (前期) 40人 博士課程 (後期) 20人〕
	情報メディア環境学専攻	69人 (H30募集停止)	
			〔うち博士課程 (前期) 45人 博士課程 (後期) 24人〕
	環境イノベーションマネジメント専攻	21人 (H30募集停止)	
			〔うち博士課程 (前期) 11人 博士課程 (後期) 10人〕
	環境リスクマネジメント専攻	55人 (H30募集停止)	
			〔うち博士課程 (前期) 37人 博士課程 (後期) 18人〕
都市イノベーション学府	建築都市文化専攻	136人 (うち博士課程 (前期) 136人)	
	都市地域社会専攻	74人 (うち博士課程 (前期) 74人)	
	都市イノベーション専攻	36人 (うち博士課程 (後期) 36人)	
附属鎌倉小学校	630人	学級数	18
附属横浜小学校	675人	学級数	18
附属鎌倉中学校	525人	学級数	12
附属横浜中学校	405人	学級数	9
附属特別支援学校小学部	18人	学級数	3
附属特別支援学校中学部	18人	学級数	3
附属特別支援学校高等部	24人	学級数	3